

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23720043

研究課題名(和文)「インテグリティ」概念の思想史的研究 - 「器官」から「身体」へ

研究課題名(英文) Integrity: a Medical and Juridical History of the Bodily Wholeness

研究代表者

橋本 一径 (Hashimoto, Kazumichi)

早稲田大学・文学学院・准教授

研究者番号：70581552

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円、(間接経費) 1,020,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、生命倫理などの分野で、身体まとまりを示す語として20世紀後半以降頻りに用いられるようになった「インテグリティ」という概念の来歴を、思想史的にたどり直すものである。主な成果は以下の二点である。

テクノロジーの使用に伴う身体概念の変容の解明。19世紀後半に入って、テクノロジーの発展に伴い、これまでの身体概念がどのように変化したのかを、写真技術やミシンの歴史を通して具体的に描き出した。

「インテグリティ」概念の医学から法学への移行の時点の特定。免疫の理論の中で用いられていた「インテグリティ」が、19世紀末以降、妊娠中絶をめぐる議論の中で、初めて法的な用語として用いられ始めたことを確認した。

研究成果の概要(英文)：This study focuses on the history of the concept of integrity, to which we often make reference in the current discussion on bioethics to designate a bodily wholeness. The research consists mainly of two parts:

1) The concept of the human body begins to change with the advent of new technology. This study attempts to describe this transformation which happened in the late nineteenth century through the history of technology such as photography or sewing machine.

2) The notion of integrity was first used in the medical field to describe the identity of each organ, then to mean a bodily wholeness in the immunology. This concept was introduced in the legal field in the late nineteenth century with the controversy over abortion. We try to locate precisely this introduction.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：思想史

キーワード：西洋思想史 医学史 科学技術史 身体論 インテグリティ 写真史 著作権 ミシン

1. 研究開始当初の背景

20世紀に入って、生体移植技術の発展などにより、「身体」は法的な場面において新たな定義づけを必要とされるようになる。「インテグリティ(全体性)」は、このような文脈の中で、20世紀後半から、生命倫理の議論などにおいて盛んに援用されるようになった概念である。たとえば臓器の売買は、身体の「インテグリティ」を損なう行為として否定される(フランス国家倫理諮問委員会答申など)。ところがこの「インテグリティ」という概念の定義は、きわめて曖昧である。たとえばそれは胎児や死者にも適用されるのだろうか、あるいは髪の毛や義手などはそこに含まれるのであろうか。生命倫理を基礎づけるはずのこの概念の法的な定義が不確かなままにとどまっているという現状こそが、本研究に着手するに至った背景である。

2. 研究の目的

本研究の目的は主として以下の二点である。

(1) テクノロジーの発展に伴う「身体」概念の変容を、具体的な事例を通して跡づけること。フランスの法制史家ジャン＝ピエール・ボーが『盗まれた手の事件』(1993年、邦訳2004年)で示しているように、ローマ法から「人格」の概念を受け継いだ西洋法は、結婚や出産などの、肉体が問題となる場面をキリスト教に丸投げすることで成立したものであり、西洋において「身体」は法的には存在しないと言っても過言ではなかった。このような西洋法は、19世紀の後半以降、たとえば労働事故や交通事故などの場面において、「人格」に還元され得ない肉体が出現することにより、初めて「身体」と直面することになった。本研究は、写真やミシンなどの技術の発明の歴史をたどり直すことにより、テクノロジーの出現による身体概念の変容を、具体的に描き出すことを目指す。

(2) 「インテグリティ」概念を思想的に振り返り、この医学的な概念が、法的な場面において用いられるようになった経緯を明らかにする。この概念はもともと医学において、各臓器の一体性を表すために用いられていた。ではなぜこの概念が、20世紀以降、法的な場面において、身体全体のまとまりを指す語として用いられるようになったのだろうか。本研究は、文献学的な調査を通じて、この概念の医学から法学への移行の時点の特定を目指す。

3. 研究の方法

本研究が採る方法は主として以下の二つである。

(1) フランス国立図書館や各種デジタル・アーカイブを利用しての、一次文献の調査。

長期休暇期間中を利用してフランス出張を行い、フランス国立図書館などにおいて、19世紀末の一時期のみ発行されていたミシン専門誌(*Journal des machines à coudre*)を始めとする、他の機関には収蔵されておらず、デジタル化もなされていない資料を網羅的に閲覧し、解析を行った。また同図書館のGallicaや、パリ第七大学医学部図書館(BIUM)などのデジタル・アーカイブを利用して、『公衆衛生・法医学年報』(1829～1922年)などの資料の調査を行った。仏国立図書館の複写サービスも積極的に利用し、現地調査の不足を補った。

(2) 海外の研究者との意見交換と、翻訳を通じてのその思想の紹介。本研究に思想的な裏付けを与えてくれているフランスの法制史家・精神分析学者のピエール・ルジャンドル氏(パリ第一大学名誉教授)と面会を行い、意見交換と助言を求めた。またその一環として彼の著作の翻訳を行い、以文社より刊行した(『同一性の謎』、2012年)。同様に氏の弟子でもあるアラン・シュピオ氏(コレージュ・ド・フランス教授)ともコンタクトを取り、同氏の主著を翻訳している(『法的人間』、勁草書房より近刊)。

4. 研究成果

本研究の研究成果は主として以下の三点に要約することができる。

(1) 写真技術の発展に伴う「身体イメージ」の変容。人々が自らの身体イメージを比較的容易に手に入れることを可能にした、写真技術の発明は、テクノロジーによる「身体」概念の変容にとっても、重要な転機となるものであったはずである。しかしながら、写真の歴史を身体イメージの変容という観点から捉え直すような研究は、管見の限りではこれまでほとんどなされてこなかった。本研究は、この間隙を埋めるべく、主として「著作権」の歴史に注目し、写真という新たなイメージの法的なステータスをめぐる議論をたどり直して、そこにおいて「身体」がどのような問題に直面するに至ったのかを考察した。

写真が発明された当初は、この新たなイメージに対して著作権は認められなかった。なぜなら写真は「著作物」、すなわち「作者」が自らの手で生み出した芸術作品とは認められなかったからである。だとすればカメラによって生み出されたイメージは、誰に帰属するのか。こうした問題に対して19世紀の法が下した結論は、被写体を所有する者が、その複製であるイメージをも所有するというものだった。すなわち被写体が物であれば、その物の所有者が写真の所有者であり、被写体が高人であれば、その人物が写真の所有者である。やがて19世紀末になり写真にも著作権が認められるようになり、このような判決が出されることはなくなったが、被写体が高人

物の場合の権利は、「肖像権」として現代にまで引き継がれることになる。自らの身体イメージを所有することを可能にする写真技術の出現は、身体を自らの所有物と考える近代の思考に、少なからぬ影響を与えたはずである。

以上の成果の詳細は、下記に記載の学会発表 および雑誌論文 において発表した。またこの調査の過程で、稲妻を被写体とする科学写真の歴史にも対象が広がり、写真のイメージの客観性についての考察として、雑誌論文 の形で世に問うた。

(2) ミシンの歴史を通して考察する、テクノロジーと身体の新たな関係。ミシンとは、タイプライターや自転車などに先立って、家庭の中に定着した最初のテクノロジーでありながら、その歴史についての体系的な研究は、これまで不足していた。本研究は、ミシンが発明された直後の19世紀に、この技術が身体に与える影響についての医学的な議論がさかんになされていたことを手がかりに、この技術の歴史を、身体論的な観点から考察した。

とりわけ学会発表 および雑誌論文 においては、文化史的な観点から、針仕事という長らく女性にあてがわれてきた労働に、ミシンの出現がいかなる変化を与えたのかを考察した。「男は書き、女は縫う」という表現に集約されるような、男女の役割分担が確固として存在していた19世紀にあって、ミシンは当初、女性の解放者となることが期待されていた。しかしながら、女性たちに内職を促すミシンは、彼女たちを家庭に閉じ込める機械としても機能する。一方で医学は、ミシンが女性の身体に与える、主として性的な悪影響をさかんに論じるなど、女性の身体は、ミシンをある種の媒体として、男性的な権力の眼差しの支配下に、よりいっそう取り込まれたかにも見える。

しかしながら、マリ＝クレール・ラトリの民俗学的な研究に依拠しつつ、本研究が明らかにしたのは、ミシン工房という男子禁制の空間が、一種の「夢占い」の空間として機能していたということである。顧客の女性たちの注文を受けるお針子たちは、流行の先を読む必要から、易占的な能力をしばしば身につけていたという。顧客たちの夢を解釈し、人生についての助言を与えるお針子たちのアトリエは、夢のディスカールの交わされる空間であった。周知のようにミシンは、ロートレアモンの『マルドロールの歌』の著名な一節を介して、シュールレアリストたちの特権的なオブジェとなったわけだが、ミシン工房は、シュールレアリスムを待つまでもなく、すでにある種の「文学空間」として機能していたのだと言える。

(3) 「インテグリティ」概念の系譜学：医学から法学へ。20世紀以降の生命倫理でさか

んに用いられ、現代の「身体」を定義する言葉となりつつある「インテグリティ」という概念を、思想的に跡づける作業は、手付かずで残されたままである。本研究は、今後ますます必要が高まるであろうその作業の準備として、この語が医学から法学に取り入れられるまでの過程を跡づけた。その概要はおよそ以下のとおりである。

医学において「インテグリティ」という語は、心臓や肝臓などの臓器の独立性・一体性を表すために用いられていた。そもそも身体を器官の総体として捉える19世紀以降の医学において、身体全体のまとまりが問題とされることは稀だった。医学に身体の全体性を問題にする議論が回帰するのは、免疫学の発展に伴ってである。もともとは結核などの病気に対する耐性を意味する疫学的な概念でしかなかった免疫は、徐々に個体全体の外界に対する防御の機能を意味する概念へと変質していく。このような免疫学の発展に貢献したメチニコフが、やがて寿命研究などの哲学的な考察に向かったのは、言わば必然的であった。

このように免疫学によって医学に回帰した、身体全体のまとまりとしての「インテグリティ」の概念は、19世紀末から20世紀初頭にかけての妊娠中絶をめぐる論争において、法学的な用語として用いられ始める。すなわち妊娠中絶は妊婦の「インテグリティ」にかかわる事柄であり、それを第三者が禁止することはできないとして、妊娠中絶を擁護する側の主張の中で用いられ始めたのである。以後、「インテグリティ」は、自らの同意なしには他人が侵害することのできない身体の限界という意味で用いられ、生命倫理の基礎をなす概念となるに至っている。

なおこの部分の成果は2014年度中に公開する雑誌論文に発表の予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

橋本 一径、稲妻写真論、Photographers' Gallery Press, 査読無、no. 11、2012、223-232

橋本 一径、イメージの権利 19世紀フランスにおける写真の著作権・肖像権、美学芸術学論集、査読無、第9号、2013、27-37

橋本 一径、動物と犯罪 アレクサンドル・ラカサーニュ(1843-1924)の「動物犯罪学」とその挫折、南山大学地域研究センター共同研究2012年度中間報告「19~20世紀のヨーロッパにおける科学と文学の関係」、査読無、2013、15-28

橋本 一径、フィクションから科学へ 探偵小説と科学捜査、表象・メディア研究、査読無、第3号、2013、1-12

橋本 一径、「書くこと」と「縫うこと」の間で 19 世紀フランスにおけるミシン産業の発達と文学、南山大学地域研究センター共同研究 2013 年度中間報告「19～20 世紀のヨーロッパにおける科学と文学の関係」、査読無、2014、151-158

〔学会発表〕(計 6 件)

橋本 一径、医者と女性とミシン 19 世紀フランスの医学言説における機械と身体、第 5 回早稲田 表象・メディア論学会、早稲田大学、2012 年 6 月 9 日

橋本 一径、動物と犯罪 怪物的犯罪者から警察犬まで、南山大学地域研究センター共同研究主催/ヨーロッパ研究センター、外国語学部フランス学科共催「19-20 世紀のヨーロッパにおける科学と文学の関係」第 1 回シンポジウム、南山大学、2012 年 10 月 27 日

橋本 一径、19 世紀フランスにおける写真の著作権、表象文化論学会第 7 回研究発表集会ミニシンポジウム「イメージの権利」、東京大学駒場キャンパス、2012 年 11 月 10 日

橋本 一径、肖像権と同一性、第 7 回神戸大学芸術学研究会「身体と同一性」、神戸大学、2012 年 11 月 24 日

橋本 一径、「書くこと」と「縫うこと」の間で 19 世紀フランスにおけるミシン産業の発達と文学、シンポジウム「科学知の詩学 19～20 世紀のフランス・ドイツにおける科学と文学・芸術」、東京大学、2013 年 12 月 17 日

橋本 一径、オーラの痕跡 イポリット・バラデュックの科学的心霊写真、ワークショップ：心霊写真の文化史 メディアテクノロジーの発展と亡霊表象の変遷、早稲田大学、2014 年 2 月 1 日

〔図書〕(計 1 件)

ピエール・ルジャンドル(著)、橋本 一径(翻訳)、同一性の謎 知ることと主体の間、以文社、2012 年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

橋本 一径 (HASHIMOTO, Kazumichi)
早稲田大学・文学学術院・准教授
研究者番号：70581552